

令和6年度第2回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時： 令和6年10月28日（月）
14時～15時30分

場所： 鎌倉市役所本庁舎4階
402会議室

議事次第

1 開会

2 鎌倉市子ども・子育て会議の委員交代について

3 議題

(1)鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用
支援事業対象施設の追加について

(2)(仮称)鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）の策定について

(3)その他

委員出欠(五十音順)

選出団体等	氏 名	出欠
鎌倉市保育会	飯野 幸江	
鎌倉市立中学校長会	池田 吉伸	欠
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	石川 敦子	
市民委員	井筒 みゆき	
連合神奈川三浦半島地域連合	内田 和彰	
市民委員	上村 公亮	
鎌倉市立小学校長会	河合 幸子	欠
学識経験者	小泉 裕子	
鎌倉市 PTA 連絡協議会	高野 奈穂	
七里が浜楓幼稚園(認定こども園)	高橋 栄	欠
鎌倉市社会福祉協議会	田中 良一	欠
かまくら子育て支援グループ懇談会	中原 文恵	
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	仲本 美夢音	
かまくら福祉・教育ネット	堀越 真紀	
学識経験者	松原 康雄	
きみのまま保育園	水谷 貴子	
鎌倉市民生委員児童委員協議会	村上 史	
鎌倉私立幼稚園協会	森 研四郎	
鎌倉保健福祉事務所	山岡 明美	欠

小泉会長

それでは皆様、定刻になりましたので、これより令和6年度第2回鎌倉市子ども・子育て会議を開催いたします。会議を始める前に、本日の委員のご出欠等につきまして、事務局からお願いします。

こども支援課担当課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。こどもみらい部次長兼こども支援課担当課長の高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、池田委員、河合委員、田中委員、山岡委員からご欠席のご連絡をいただいております。現在2名の委員の方が、まだお越しいただいておりますが、委員19名中、現在13名のご出席をいただいております、定足数である過半数を満たしておりますので、会議は成立しますことをご報告いたします。（後ほど1名参加し、19名中14名の出席）

また、本日は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第6条に規定する幹事といたしまして、関係各課の課長等が出席していることを、ご報告いたします。なお、各幹事の紹介は省略させていただきます。

こども支援課担当課長

次に本日の議事次第の2、鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代についてです。委員の所属団体の役員改選等の関係で1名の方の委員の交代がありましたので、ご紹介をさせていただきます。所属とお名前の方を読み上げさせていただきますきたいと思います。

連合神奈川三浦半島地域連合 内田 和彰（ウチダ カズアキ）委員

以上です。

小泉会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。最初に事務局から会議の運営について、留意点があればご説明をお願いいたします。

事務局

事務局から、「発言時の注意事項について」「会議の公開について」「傍聴者について」の3点、ご説明をいたします。

まず、発言時の注意事項についてです。会場にご出席いただいている皆様におかれましては、本日マイクの方をご準備しております。発言の際は、挙手をしていただき、会長よりご指名をいただいた委員から順にマイクの方を事務局でお持ちしますので、マイクのスイッチを入れてからご発言をいただきますようお願いいたします。なお、終わりましたらマイクのスイッチを切っていただくよう、お願いいたします。

次に会議の公開等についてです。当会議は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第4条に基づき、会長が公開することが適当でないと認めた時以外は公開としており、会議録も後日公開する予定としております。

最後に傍聴についてです。本日の会議について、傍聴者を一般公募したところ、1名の傍聴の希望がありました。

事務局からは以上となります。会議の公開と傍聴者の入室について、会長からご確認をお願いいたします。

小泉会長

それでは、皆様、本日の会議は公開でよろしいでしょうか。

<了承>

それでは、傍聴者の入室をお願いいたします。

<傍聴者入室>

小泉会長

それでは、鎌倉市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

まず、傍聴の方をお願いいたします。事前に配布しております「鎌倉市子ども・子育て会議を傍聴される皆様へ」をご確認いただき、記載事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

資料の確認をいたします。

本日の資料は、資料1～資料3となります。また、今回初めて委員をお引き受けいただいた方には、資料と併せて「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～」を机の上に置かせていただいております。資料の確認は以上となります。

小泉会長

よろしければ議題に入りたいと思います。

まず、議題(1)「鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設の追加について」事務局から説明をお願いします。

事務局

鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設の追加について、その内容を説明いたします。

資料2をご覧ください。本事業の概要について説明いたします。資料2-1(3ページ)をご覧ください。本事業は、国の事業として実施される「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に基づき、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない小学校就学前の子どもを対象として多様な集団活動を提供している施設を利用している子どもの保護者に対し、給付を行うものです。

交付対象施設となるためには、市から適合の認定を受ける必要があります。その主な要件は、2の（1）に記載いたしました「満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること」、「活動に従事する者の3分の1以上が、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者、保育士の資格を有する者もしくは看護師の資格を有する者に該当すること」のほか、「日々の健康管理や安全管理を行うこと」、「会計帳簿等を整備しておくこと」などです。

交付対象となる児童は2の（2）に記載いたしました「対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、幼児教育・保育無償化の対象となっていない満3歳以上の小学校就学前の幼児」で、給付額は3に記載のとおり、対象事業1人につき1か月あたり20,000円となります。

令和3年7月の事業開始以後、市内及び市外の計13施設について適合の認定を行っております。

次に、今回議題として提案いたしました理由についてです。先ほどご説明いたしましたとおり、本制度は、国の事業に基づき実施しており、事業実施にあたっては国から指針等が示されています。また、各施設が神奈川県へ行う認可外保育施設としての届け出の際の基準と、本事業の審査基準とが、多くの点で重複しており、大半の施設が認可外保育施設の届け出を済ませてから市へ申請を行ってきたことから、これまでに申請のあった施設についてはその指針等に基づき、適合の認定を行ってきたところです。しかし、このたび適合審査申請のあった施設については、令和6年4月に設立された新規施設であり、神奈川県への認可外保育施設としての届け出も行われていないことから、適合認定を行うにあたり、議題として審議をいただくものです。

では、申請のあった施設について説明いたします。

資料2-2、2枚目の裏以降をご覧ください。今回、申請のあった施設は笛田にある「森と海のように 湘南・鎌倉 でんでんむし」です。申請書および概要が、2-2のページから19ページにございます。特定の建物を持たず、山や海、川での活動を主としていることが特徴として挙げられます。

後ろから2枚目、資料2-3及び資料2-4をご覧ください。市では、「鎌倉市域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金実施要綱」に基づき、提出のあった書類及び現地調査により審査を行いました。その結果、建物はないものの、活動場所について保護者と共有されており、避難経路等の緊急時対応についても整備されていること、その他標準的な開所時間や従事者の資格保持状況などの点についても決定基準を満たしているものと考えており、認定して差し支えないものと考えております。

つきましては、この施設について、本事業における対象施設として追加してよいか、ご審議いただきたいと考えております。以上で説明を終わります。

小泉会長

ただいまの説明に対して、意見やご質問はございますか。

資料2-3は、現地調査の結果報告書ですよね。

事務局

そのとおりです。

小泉会長

こちら新規の申請ですけれども、子どもを集めて保育をするという経験値は結構長いですよ。

事務局

はい。申請者が出された資料である、6枚目の横の資料「でんでんむし保育体制～保育者～」をご覧ください。先ほどの説明で、今年設立されたということを申し上げたのですが、施設として週5日を始めたのが今年からということで、これまでもいわゆる青空自主保育という形で保育の経験自体は豊富にされており、初めてお子さんを預かり始めたということではないという風に認識しております。

小泉会長

青空自主保育として創立から22年ということで、非常に長きに渡っての活動履歴があります。

森委員

資料を見て、おもしろい活動をされているなと思いました。資料2-3を見ると、避難訓練を年4回実施されているということなのですが、建物を持たない中でどういう風な避難訓練をされているのかということに、興味があります。確認してされた市の方、ご報告していただけるとありがたいです。

事務局

避難訓練につきましては、申請者から提出されました資料の9枚目「避難訓練年4回」という資料で確認しております。我々は、避難訓練そのものは見ておらず、定期的にやっているという資料でもって、確認をしているところです。

森委員

その中身について、どのような避難訓練が計画されていたのでしょうか。

事務局

お子さんの避難訓練、親の避難訓練、そして避難経路については、活動場所が広町と海の2か所が大半となりますので、それぞれについて、ルートの確認や近隣場所の避難施設への挨拶等で訓練をしているということを、資料でご提示いただきご説明いただいています。

森委員

海と山、かなり危険な箇所として認識があるのではないかなと思うのですが、広町そのも

のは、鎌倉市の中で崖崩れや山崩れのようなことはあまり心配ないのでしょうか。

事務局

山そのものということになりますと、こちらで今すぐには分かりかねます。

森委員

実質的にどういう危険があって、どういう風に逃げなければならないか、ということが大事であって、ただ避難場所をここにしている、というだけではないと思います。例えば、道路を通る場合は右左のどちらを通れば安全な方に行けるか等、海、山の年4回の避難訓練を、ただの確認ではなくて、どのような形で具体的にされているかに興味があります。

事務局

安全対策、防災マニュアルというものを、資料に添付いただいています。その中に、防災の扱いの記載がありまして、すぐに子どもを集合させ待機する等の具体的な流れが記載されています。広町の場合は、まず管理棟前の芝生に避難して、そこから被害が大きいと判断した場合には近くの避難場所へ避難する等が書かれています。腰越の場合は、添付されたハザードマップを基に海拔20メートルある広町緑地まで逃げていく、ということが書かれています。こういったマニュアルが整備されているということで、資料としていただいております。

松原委員

写真の横にある実施記録やその隣の図が、小さすぎて読めないのですが、もう少し拡大したものはあるのでしょうか。

事務局

「避難訓練実施記録書」の現物は受け取っておりません。「広町緑地散策地図」については、このマニュアルの中に記載が出ているもので、少し大きめのものについては提供を受けています。

小泉会長

ちょっとお二人の委員の意見へのお答えが曖昧になっているかと思うのですが、この添付されている写真は、実績として提出された記録写真ですよね。

事務局

はい、こうやって訓練していますという写真です。

小泉会長

これが1つのエビデンスになっているということですね。松原委員がご指摘されたように、こちらにある文書もエビデンスですよね。

事務局

おっしゃるとおりです。

小泉会長

この実施記録書の確認はしていないということですか。

事務局

はい、この実施記録書の現物の確認はしていません。

小泉会長

例えば、写真でいうと、ここはどこの公園なのかとか、隣の写真は学校の校門に見えるのですけれども、学校の連携先があるのでしょうか。その辺りのことをご紹介します。

事務局

広町につきましては、第一避難場所は、先ほど申しました管理棟前の芝生ということになっています。第二避難場所については、七里ガ浜小学校、西鎌倉小学校、笛田公園に避難するということになっています。

小泉会長

この写真は、七里ガ浜小学校の校門ですか。

事務局

すみません、この写真がどこかは今すぐには分かりません。

小泉会長

この写真に日付等が書いてあれば、皆さん納得していただけたのかなと思うのですが、ただ、実績として確認はできたということです。市としては、2人の実地調査の担当者が行かれて確認されてきたということですが、間違いなかったということでもよろしいでしょうか。

事務局

はい。

小泉会長

ということですが、よろしいでしょうか。

森委員

今の話を聞いていますと、広町そのものの海拔が20何メートルあるからということですが、海からの避難ですよ。

実は今、鎌倉市の山の部分がどんどん売り出されているというようなこともあります。

け崩れの恐れがあるからというので出ていく方、またそんなことを知らない方がまた買ったりしている状況の中で、山の時にも、どんな避難をされるのかなというのは、とても興味があるところです。だから、この資料があるかどうか、駄目かどうかということではなくて、具体的にどんな訓練がされているのだろうかということです。

海へ行けば、どこの海に行っても、具体的にここの施設に逃げるといえることがあるかと思いますが、しかし8分と言われている最悪の事態が起こった場合に、どこに行くのか。広町まで逃げるといえるのは、どこの海へ行くかによってはかなり難しいのではないかなと。そして、山にいる時には、どういう避難が考えられるのだろうか、その時に安全管理マニュアルにはどう書いているのだろうか。建物があれば、そこから火事の場合は逃げるとか自然災害ならばこうするというとか、いろいろあるかと思うのですが。聞きたいのはそれだけです。

小泉会長

この事業者に対する支援ですが、施設を認可するわけではなく、その利用者支援のための議論です。中身の問題、例えば今のような非常に重要な指摘に関しては、市から何らかのご指導をするという形で対応できるのではないのでしょうか。

こども支援課担当課長

こども支援課高木でございます。今とても貴重なご指摘をいただいたと思っております。会長も今おっしゃられましたが、災害に伴う避難等の情報というのは市側でも持っておりますので、そのあたりを今回申請している団体に対しても開示しながら、もう少し詳しい記録書等、このあたりの情報も押さえてヒアリングを重ねながら、安全に、より素晴らしい活動を行っていただけるようにしたいと思います。資料ができておらず申し訳なかったですが、場合によっては、その情報についてはこの場で提供させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

小泉会長

ありがとうございます。今までこういう形で13の事業に対して支援をしてきて、利用者のご家庭のお子さん1人に対して20,000円を支援するという鎌倉市の方針ですので、今回は、事後に今日の指摘をきちんと助言していただきまして、逐次、例えば次回、あるいはこの年度末の会議で報告をしていただければよいのかなと思います。

飯野委員

やはり、この会議で施設の認定をするということは、私達にとってもすごく責任があることだと思います。青空自主保育は私も存じ上げていますけれども、本当に長い間ご自分たちでやっていらして、その頃は保育会としては心配なことも多々ありましたが、今回申請にあたっては、きちんとした指導者がいて、いろいろな条件を満たしたという役所の方からの報告を受けて、本当に努力なさって大変な道のりだったと思いました。

しかし、やはり、森委員が今指摘なさった子どもの命を預かるという点において考えると、私達が、はいそうですか、と簡単には認定できないと思います。なぜかという、今までの13施設というのは、拠点がありました。今回は、拠点がなく、本当に青空の元でということで、これもいろんな多様化している保育の中では、ご家庭によってはそういう所を選ぶと

いうことも時代の流れでとても大事なことだと思います。以前1か所そういうところがあって今回が2か所目という情報もいただきましたが、例えば、以前子ども・子育て会議で認定したところが今どんな状況になっていて、市の方がどれだけ指導あるいは報告をしているのでしょうか。年に1回はしているのでしょうか。保育施設も幼稚園施設も、年に1回は厳しい監査を受け、子どもたちの安全、職員の処遇等いろいろなことで苦勞をしています。何か事故があってから、ということではなくて、もし認定するのであれば、その後行政としてはどういう関わり方をしていくのかについてお聞かせいただけますか。

事務局

この施設についても、定期的な確認がございます。今回適合するにあたって確認した条件というのがありますので、それについて変わりがないですかという確認を毎年させていただいてまして、今年度も今後していくことになります。

中原委員

かまくら子育て支援グループ懇談会の中原と申します。でんでんむしさんは、毎月の定例会で一緒している青空自主保育の団体で、私達のグループの中に自主保育の会も何団体か所属しているのですが、海も山もある自然の中で親子と一緒に活動できる、鎌倉市ならではの青空自主保育の活動だと思います。短い時間ですが、親も子も一緒に成長できる時間を過ごせる会なので、青空自主保育の子どもたち皆に援助があるといいなということが本当の気持ちなのですが、なかなかそれぞれの団体の活動が、例えば週5日というのはすごくハードルが高いので、もう申請はしないと決めている団体もたくさんあります。今回、でんでんむしさんが、「森と海のように 湘南・鎌倉 でんでんむし」として施設として登録し申請しているということで、これは私達も応援したいなという風に思っているところです。

先ほどの防災の件については、やはりお母さん達はみんな、心配な気持ちもありながら海でも山でも活動しているので、実際にこの活動で何かあった時にどうするかというのを、避難訓練は年間4回という風に書いてありましたが、実施の訓練以外での話し合いの時間をたくさん持っていると思いますし、実際に避難ビルになるようなところに話をしに行って、津波があった時は登らせてくださいというのを、それぞれのビルの人たちにお話しをして訓練をしていると聞いているので、ちょっと今日は資料がないかもしれませんが、いろいろやり取りをしながら確認をしていただければよいのではないかと思います。

水谷委員

きみのまま保育園の小規模保育園で園長をしております、水谷です。小規模保育園をやっておりますので、特に0歳2名と書いてありまして、写真を見る限りではそこまで小さいお子様はいない状態で、大人の方については1名の写真もあります。一生懸命やっているのは重々承知なのですが、うちの保育園でも、急に大雨が降った場合は園を出ないといったように、守ってもらえる建物があるので救われていると思います。その点、やはり野外で自然の中でやっていращやる場合、災害の時にとても大変だと思うのですが、0歳児を2名ということは、職員が2名で、保護者の方はいつも傍にいて何かあった時は避難するという認識でよいでしょうか。

事務局

分かりづらくて申し訳ないのですが、この「多様な集団活動事業の利用支援事業」自体の補助対象が、満3歳以上になりますので、俗に言う幼稚園と同じ満3歳以上のお子さんに対しての補助になります。ただ、でんでんむしは、現員は1歳児の方が1名いらっしゃると記載がありますので、実際には一緒に保育されている中に1歳児も含まれているということにはなりますが、補助対象としては満3歳以上ということになります。

水谷委員

ありがとうございました。補助とか関係なく子どもを守るために質問ですが、0歳と書いてある場合はお母様とかが一緒にいらっしゃって、子どもを守るみたいな感じで活動されているという認識でよいでしょうか。

事務局

保育士さんと、その日のサポートされているお母さん達が、一緒に守っていくという形になります。

小泉会長

青空自主保育において、先ほども説明ありましたが、国の制度としての「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に基づいて、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない小学校就学前の子どもを対象として多様な集団活動を提供している施設等を利用している子どもの保護者に対しての補助金の交付に関する議論を、今回いただいています。ですから、ここの施設に通っている3歳以上のおさんは、今現在幼児教育・保育の無償化対象となっていないというところで、少しでもこの活動の支援をしたいというところが、市の意図でありますので、そのところを皆様ご審議いただければと思います。

安全管理ですとか、子どもをしっかりと見守っていく姿勢というのは、どんな施設であっても重要ですから、今回の委員からのたくさんの指摘事項につきましては、先ほど次長もおっしゃっていただきましたけれども、今後鎌倉市としてしっかりとご助言をしていくという、ある意味条件付きで認めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

いろいろな貴重なご意見をいただきました。ですから、ある意味条件付きということにもなろうかと思うのですが、少しでも利用しているお子さんへの就学前教育の支援というところの補助金を交付していただけるように、今回ではそれについて合議を得たということで決定いたします。

また、きちんと報告してください。

小泉会長

それでは、議題（2）「（仮称）鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプ

ラン)の策定について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

では、「(仮称)鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)」の策定について、その内容を説明いたします。

資料3をご覧ください。現時点における内容を「中間とりまとめ」として整理したものです。現在の第2期「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」に続く令和7年度からの次期計画につきましては、前回子ども・子育て会議におきまして、計画の「骨子案」及び「施策の体系」の内容をご説明し、その後計画の基本的な考え方や各施策の内容、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を組み立てていくこととしておりました。本日は、まず前回子ども・子育て会議以降に修正させていただいた箇所についてご説明いたします。その後、第3章の内容と第4章及び第5章における策定の考え方についてご説明する、という流れで説明ができればと考えております。

ではまず、第1章及び第2章の修正箇所についてです。7ページ、法令の根拠の2段落目をご覧ください。これまでは「母子保健計画」というものを策定することが国から求められており、今までのプランに含めておりましたが、この通知が令和5年に廃止となりました。その後、令和6年に新たに国が示しました「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」の中で、市町村における施策実施の手法の一つとして「成育医療等に関する計画」を策定することが示されました。このため、本計画を母子保健分野の内容を含めた計画とすることを追記しました。

8ページをご覧ください。計画の位置づけを示した図ですが、左側に記載している根拠法について、こども基本法が他の法律を包含する位置づけであることを表現しました。

9ページをご覧ください。計画の策定体制として、先に実施したアンケート調査について記載しておりますが、調査の記載順を「こども・未就学時の保護者・小学校から高校生等の保護者」という順番に変更しました。25ページからの具体的なアンケート結果についても、同じ順番とするとともに、こども本人のアンケート結果を中心に掲載を増やしました。

つづいて第2章です。11ページをご覧ください。(1)人口の状況②年齢3区分別目標人口ですが、現在作業を進めている、令和8年度からの鎌倉市の基本的な計画「鎌倉市総合計画」に使用するための人口推計が今年8月に公表されたため、そのデータに更新しました。本計画は8ページの体系図に記載しました通り、総合計画をより具体化した「部門計画」という位置づけとなることから、第5章に掲載予定の見込み量の算定についても、この推計を使用し目標人口や見込み量の算定を行います。推計方法については第5章の際にもう少し詳しく説明いたします。

25ページをご覧ください。アンケート調査の結果を掲載しています。9ページの説明で申し上げました通り、調査の記載順を「こども・未就学時の保護者・小学校から高校生等の保護者」という順番に変更しました。27ページからこども本人に対する調査の結果、36ページから就学前児童の保護者に対する調査の結果、49ページから小学校から高校生等の保護者に対する調査の結果を記載しています。なお、各項目における記載内容は前回会議の際にお配りしましたアンケート調査結果と同様のものとなります。

以上が第2章までの修正箇所となりますが、あわせてもう1点、「こども」の表記について説明いたします。これまで「こども」の表記について基本的に漢字かな交じりのものを使ってまいりましたが、こども基本法の施行を受け、根拠法令等を引用しないものについては、

ひらがなの「こども」を使用することとし、該当箇所については修正しています。

小泉会長

第2章までのところは、表記上の変更という割と明確な変更なので、特に大きな質問はないと思います。

まず、7ページのところ、「母子保健計画」が、令和6年度を初年度とする「成育医療等に関する計画」が一つの方策として示されたので、本計画では「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」と変更したというのは特に問題ないですね。

それから、9ページのところですが、これも表記上で、調査対象のア、イ、ウについて、順番が変わったということです。それは、最初にお子さんが来て、就学前児童の保護者、小学校以上の保護者となるという、単純な表記の問題です。

これから使う人口推計のデータは、新たな鎌倉市総合計画で使用するデータ、8月に公表されたものを使うという変更になります。ですからこれは、鎌倉市全体で使っている数値なので、問題ないかと思います。

第2章につきまして、「こども」を使用するという、法令等を引用するものについては「子ども」を使用しますという話でしたので、ここまで質問は特にないでしょうか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、今回新たにお示しする部分についてご説明いたします。52ページをご覧ください。第3章です。まず、今回は体系図の中でご説明した基本理念について記載しています。第1期及び第2期プランを継承し、「こどもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」としています。

続いて、53ページをご覧ください。計画の視点としてこれまでも入れていた「SDGs未来都市」「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」に加え、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」について、「こども大綱」にも共通の内容があることに触れながら「こどもの最善の利益を考えて施策を進めること」、「こども・若者や子育て当事者の視点に立って進めていくこと」などについて記載しました。

次に57ページをご覧ください。計画の体系について記載しています。現行プランでは基本理念・基本目標・主要施策をつなげ体系としてきましたが、こども大綱がこども・若者や子育て当事者の視点に立ってわかりやすく施策を示していることに鑑み、本計画では「ライフステージ共通の取組」「『こどもの誕生前から幼児期まで』『学童期・思春期』『青年期』というライフステージ別の取組」及び「子育て当事者への取組」という観点で体系を整理することとしました。これにより、各世代やそれぞれの当事者に対し、どのような支援が用意されているかがわかりやすくなるものと考えております。

これに基づき整理したものが58ページとなります。主要施策（案）は全部で29項目あります。こども基本法やこども大綱の策定を受けた国のこども施策に対する考え方等を踏まえたうえで、第2期プランや子ども・若者育成プランの施策内容を基本的に含んだ内容としています。具体的な内容について2点申し上げます。まず、「こども大綱等で重要視された事項に関する取扱い」についてです。こども大綱では、基本的な方針として「こども・若者を権利の主体として意識し、意見を反映していくこと」「それぞれの状況に合わせた切れ目

のない支援を十分に行うこと」などを挙げています。本計画においてはライフステージに共通した取組の（１）「子どもの権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映」、（５）「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、や（７）から（１１）までに施策として位置付けております。

また、ライフステージに共通した取組の（３）「こどもの居場所について」は、先日議会から政策提言があったほか、国からもこどもの居場所について自治体こども計画に盛り込むよう通知があったことを踏まえ主要施策に位置付けております。

つづいて「こども・若者育成プランにおける施策の取扱い」についてです。今回の計画策定にあたり子ども・若者育成プランの内容を包含することとなります。具体的にはライフステージ別取組・青年期の（２）「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」や子育て当事者への支援の取組の（４）「地域の担い手となる若者の育成」などが子若プランの内容をうけたものとなります。第３章の説明は以上です。

つづきまして、第４章及び第５章における考え方について説明いたします。59 ページをご覧ください。第４章です。58 ページの体系図で示した主要施策ごとに、現状や課題等について記載し、具体的な事業内容を記載していきたいと考えております。第４章については以上です。

つづいて 60 ページをご覧ください。第５章です。ここでは、ニーズ量調査の結果などから、今後、５年間にどれだけの利用ニーズがあって、そのニーズの量を毎年度どれだけ確保していくかという内容になります。

61 ページをご覧ください。下段では「目標人口」を記載しますが、さきほど 11 ページの説明でも触れました、新たな総合計画策定に向けた人口推計をもとに目標人口の算定を行います。この人口推計は、国の機関である国立社会保障・人口問題研究所が令和５年 12 月に公表した「日本の地域別将来推計人口」をベースとして、５年ごとの算定を 1 年ごとにし、大規模開発事業による人口の変化を「開発インパクト」として加味するなどの作業により算定されました。具体的な開発インパクトが何かというのは、下段に書いてある通り、深沢地域整備事業区域内ですとか、中外製薬鎌倉研究所跡地となります。こちらが、本市企画課の方で算定しました、新たな総合計画策定に向けて実施した人口推計ということになります。これを活用した目標人口の算定では、主に人口推計で 0～4 歳、5～9 歳、10～14 歳という 5 歳刻みになっている人口を 1 歳刻みにして、1 年ごとに各年齢の方が何人いるのかということ、目標人口として算定をする作業を行う予定です。これが、総合計画とこの今回のこども計画との人口の数字の考え方の違いということになります。

62 ページをご覧ください。幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策については、現行プランと同様に年齢・地域ごとに教育事業と保育事業の見込み量を算定し、その後見込み量に対する確保方策を検討します。なお、現行プランでは合算している 1・2 歳児について、本計画では年齢ごとに分けて記載する予定です。

63 ページをご覧ください。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については、現行プランと同様に各事業の見込み量を算定し、その後見込み量に対する確保方策を検討します。児童福祉法や子ども・子育て支援法の改正により、新たにこの事業に位置付けられたものである（14）以降を加え、計画には 63 ページに記載された事業について記載する予定です。今後の予定ですが、12 月下旬の次回会議までに第４章の記載内容や第５章の数値案を作成し、ご報告したうえでパブリックコメントを実施し、そのご意見を踏まえて最終案を確定していきたいと、現段階では考えております。以上で説明を終わります。

小泉会長

ありがとうございました。こちら、きらきらプラン第3期、重要な審議事項となりますので、今日たくさん意見を言っていたいただいたものが、これからいろいろな修正にもつながっていきますので、どうぞ忌憚のない意見を出していただければと思います。

中原委員

幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保のところで、考え方のところに、「こども園及び幼稚園、保育園」という風に書かれているのですけれども、ここに、幼稚園、保育園に続く第3の保育の場として、青空自主保育というのは入らないのでしょうか。

事務局

こちらにつきましては、基本的に、認定こども園、幼稚園、保育園、認可保育所、地域型保育事業というところが入ってくる形になりますので、青空自主保育というのは入ってきません。ただし、63 ページに記載があります、多様な事業者の参入促進・能力活用事業というところが、先ほどご審議いただきました青空自主保育ということで多様な事業ということになってきますので、地域子ども・子育て支援事業という方に認定がされてくれば入ってくるという認識をいただければと思います。

中原委員

今、多様なところの施設に申請しないと考えて活動している団体がたくさんあり、アンケートでも、こどもを行かせたいところで「青空自主保育」という回答もいくつかあります。やはり、鎌倉市ならではの子育ての場だと思うので、ぜひ「多様な」に入る、入らないにかかわらず、その選択肢の1つとして「青空自主保育」が皆の目に入ってくるような施策になるとよいなと思っています。

事務局

国のガイドラインの書き方等の問題もございますので、ご意見いただきまして、今後検討させていただきたいと思います。

堀越委員

63 ページ、＜本計画における考え方＞（6）子育て短期支援事業（ショートステイ及びトワイライト）についてです。アンケートにも、緊急時の預け先がちょっと心配という声が上がっていたと思うのですが、それに対応するものでしょうか。トワイライトというのが聞き慣れない言葉なので、ショートステイ及びトワイライトについて、具体的にご説明をお願いいたします。

こども家庭相談課長（代理：こども家庭相談課課長補佐）

こども家庭相談課長の瀬谷に代わりまして、本日、林部が代理で参加させていただいております。よろしくお願いいたします。ショートステイとトワイライトについてですが、国から今提示されてきているのは、例えば保護者の方が病気であるとか、祭事があった時に子ども

もの預け先が無いということが聞こえてきております。できる限りそちらに近づくような制度にしていきたいと、今計画を立てているところではありますが、実情としまして、預けを承ってくださるところを探している中で、ニーズと実際に受けてもいいと言われているところのギャップがあるのが、私共も大きな課題だと認識しているところで、今後も開拓に尽くしていきたいと思っていますところです。

トワイライトは、夕方の時間帯に預かってほしいというニーズもございまして、こちらも現在のところ、受けてくださるところが見つからなくて、今後開拓していきたいと思っていますところです。

石川委員

青少年指導員をしております、石川と申します。私は、子どもの居場所づくりのところで、放課後かまくらっ子を手伝っております、お子さんが放課後かまくらっ子に来るのをすごく楽しみにしてくれていることが多いです。一番は、やはり遊び場が少ないというのが大きな問題かと思います。子どもたちは、本当は外で遊びたいんです。でも、遊ぶ場所がないから、結局その施設の中の狭いところで遊ぶ形になります。でも、小学校の運動場を借りてディスクゴルフをやったり、水風船合戦をやったりすると、ものすごく喜ぶます。私はやはり、子どもたちが遊びの中からルールを覚えて、遊びの中で学んだことが世の中に出た時にも使えるような子どもになってほしいと願って、いつもやっております。先ほどいろいろ施設ができるのはとてもいいな、でも、子どもたちの安全というのをすごく気にしております。今回も、キャンプに行きまして、キャンプで子どもの安全について身に染みたんですね。いろいろなお子さんがいらっしゃいます。例えば、薬を自分で管理できない、そうした時に、青少年指導員の方が薬の管理をして、夜中起こして、朝も早くして、そういうことをやりながら、果たしてこれで事故が起きたらどうするんだろうと時々恐ろしくなることがあります。前も、この会で言われた言葉が身に染みましたが、お家でたとえ5分でもお子さんと向き合ってほしい、こういうことが、私が活動をしていてすごく感じるところです。

青少年課長

放課後かまくらっ子については、放課後の子どもたちの居場所の1つとして、小学校に上がった放課後かまくらっ子に入れたい、というアンケート回答もありますので、一定の認知があって評価もしてくださっているのかなと思います。それとは別に、外遊びの機会については、今石川委員が所属していらっしゃる青少年指導員の方々、あるいは青空自主保育さんであるとかいろいろな地域の子育ての団体さんが、いろいろな機会を提供してくださっているものだと思います。

居場所といっても、物理的な建物なのか、場所なのか、そういった機会なのか、いろいろな捉え方があろうとは思いますが、実際のこども計画にどういった具体的な策を入れていくかということについては、誠心誠意、庁内で検討していきたいと思っています。

こども支援課担当課長

ご意見ありがとうございます。今回のプランに反映させようとしておりますこども基本法から続きますこども大綱の中でも、機会を作るところの観点は示されているところでございます。お子さんたちの成長や発達、年代に応じた体験や学びができる機会づくりと

いうところも強く主張されているところではありますので、今青少年課長も言いましたが、ハードとしての場所の提供だけではなくて、そういう機会の創出ということも1つの居場所となると考えておりますので、これから検討を重ねていきたいと思っております。

小泉会長

石川委員からのご指摘に関連して、市が目指しているライフステージに共通した取り組み支援の(3)こどもの居場所づくりというのは、今回大きな1つの目玉にもなっているという認識でございます。

井筒委員

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の(19)産後ケア事業が今回新しく盛り込まれたと思うのですが、やはり産後のケア、お母さんたちが初めての子育てでどうしていいのかわからない、でも相談先・頼る先がないということがあって、今はバースクリニックがバースセンターに変わって、いろいろ産後ケアとして通えるところにはなっているのですが、やはり高額であったりとか、本当にそういうところに預けていいのかということがあったりもするので、できればこういう産後ケア事業を市の方でも選択肢として用意していただいて、且つ補助金を出していただいて、気軽に通えるようなことをしていただけると、より皆さん子育てしやすくなるのかなと思いますので、この産後ケア事業のところをいろいろ計画していただくことを楽しみにしています。

こども家庭相談課長（代理：こども家庭相談課課長補佐）

ご意見ありがとうございます。産後ケア事業を平成30年から開始していますが、年々本当に多くの方が利用してくださるようになりまして、今年度は、今までの自己負担額がやはり高めだというようなご意見もいただいておりますので、少しずつ下げているところではございます。市外の助産院になりますとどうしても足の便が悪くて交通費がかかってしまったりということも含めて、市外は少し低額にさせていただいたりとかで、利用していただきやすいような工夫をしてきたつもりでございます。そういうこともあってか、今年度本当にたくさんの方が使ってくださるようにはなっていて、なおかつ、使っただけではなくて、その産後ケアを使った助産院さんやクリニックさんや私共で、すごく連携を密に取らせていただいております。その方が何に困っているのか、どんなところで不安を感じているのか、そんなところの細かい情報をそれぞれでやり取りを行い、それを使えばなしではなくて、その後も市が継続支援していける形を取らせていただいておりますので、これからも工夫していきたいと思っております。

内田委員

今回初めての参加なので、これまでの経緯がまだ追いつけてないところはあるのですけれども、当社においても、子ども・子育てという観点から1つ制度として課題になっているのが、不登校のお子さんがいらっしゃる従業員がいて、なかなかその辺りが会社の制度としてもまだ充実していない、公的な制度としてもまだ十分とはいえない状況にあるという風に理解しております。その辺りの、不登校のお子さん、またお子さんを持つ親御さんへの何かしらの対応というところが、もしかしたらもう盛り込まれているかもしれませんけれど

も、計画に必要なのかなと感じたのが1点です。

もう1点は、今後の鎌倉市の人口増減について、私は総合計画のメンバーにもなっていて参画はさせていただいているのですが、人口増の1つの要素としては、当社がある深沢地域の開発が大きいと思っています。一方で、会社においても言われるのが、なかなか本当に理想とするような人口増につながるのか、というような話も挙がっております。今後子ども・子育てという観点でいろいろな施設を導入するにおいては、過剰なものを置くのもいかなものかと思えますし、かといって不足するようではもっと困るので、適切な見極めというところが必要なのかなと感じております。

教育センター所長

教育センター所長の小松原と申します。不登校に関するご意見をいただきまして、ありがとうございます。教育委員会の方では、鎌倉市として、来年の令和7年4月に、仮称ではありますが、由比ガ浜中学校ということで、学びの多様化学校というのを設置に向けて準備をしているところです。また、各学校につきましては、今年からですけれども、令和6年度、7年度、8年度の3か年にかけて、市内公立の全小中学校にフリースペースの設置ということで、今準備を進めています。場所を作ったから不登校が無くなるというわけではございませんが、子どもたちが、少しでもよりよい場所で学校生活が送れるように、教育委員会としては今準備を進めているところです。

青少年課長

続きまして、青少年課の方で昨年度からやっております、フリースクールに通われている方、小学生・中学生・高校生の方のご家庭への支援というのを始めております。月額の手当の3分の1の額で、上限10,000円ですが、制度の趣旨としましては、経済的な負担の軽減という側面に加え、学校に行きづらさを感じている子どもたちが、学校とは別の何か居場所のつながりになります、孤立しないように、特性にあった居場所が見つけられるように、というような思いを込めた制度でございます。

小泉会長

情報提供ありがとうございます。昨年度から始められているということですね。少し安心なされたかと思えます。

上村委員

前回の会議で、障害の害の字を平仮名にすることを検討するというお話しがあったかと思いますが、58ページの(8)も漢字のままとなっています。そのままなのか、検討中なのか、ということをお教えいただきたいと思います。

もう1点、63ページの(14)から(19)が新たな方策になると思うのですが、(14)子育て世帯訪問支援事業というのは、ヤングケアラーのことを指しているのかなと思いついて、訪問支援員がいて家事援助を行うところなのかなと思ったのですが、(16)親子関係形成支援事業というのは、具体的に市として描いているものがありましたら、現時点で構いませんので教えていただけると幸いです。

小泉会長

1つ目について、障害福祉課長お願いします。

障害福祉課長

障害福祉課長の寺山でございます。今回から、障害福祉課長も参加しておりますので、よろしく願いいたします。障害の害の字について、前回ご質問をいただいたということですが、まず、国の方が、障害の表記に関する検討の作業チームを作りまして、検討がされているところです。結論としては、法律であるとか法令に関してはそのまま現状では障害の害と漢字を使っていくというところで、ここはまださらに検討が必要という状況にあるということで結論づけているところです。それに合わせて、鎌倉市においても、障害福祉課の名称も漢字の害、条例とか規則に関しても害と漢字を使わせていただいているところで、自治体によっては、平仮名に変えたり障碍としたりしているところもありますけれども、鎌倉市の現状としては、今の国の動きに合わせてこのまま使っていこうということで、また変える動きがあったらお知らせさせていただきたいと思います。

小泉会長

続いて、2つ目の量の見込みと確保方策の(14)と(16)、特に(16)親子関係形成支援事業について、簡単にご説明をお願いいたします。

こども家庭相談課長（代理：こども家庭相談課課長補佐）

(14) 子育て世帯訪問支援事業と(16)親子関係形成支援事業について、案内させていただきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業は、ヤングケアラーも含め、何らか家庭で支援が必要な方のところにヘルパーさんを派遣させていただいております。家事の支援をすることもございますし、育児の仕方そのものをお伝えしていったりとか、お子さん自身に生活の仕方をお伝えしながら、生活をしていく環境であったり養育をしていく環境を整えていくといったものでございます。1年間に派遣できる回数の上限はありますが、様々な家庭、生まれたばかりのご家庭に派遣することもございますし、学齢期のお子様の家庭に派遣することもございますので、何らか困り感を非常に強くお持ちの家庭に派遣をしている事業でございます。

続きまして、(16)親子関係形成支援事業です。これも新しい事業になっております。育児不安であったりとか、そもそもこどもってどうやって育てていったらいいのという声もたくさん聞こえてくることではあるのですが、育てにくいお子様であったりとか、自分自身子どもと向き合うのがつらいとか、育児をしている部分に困難感を感じていらっしゃる方たちを対象に、子どもとの向き合い方であったりとか、子どもの発達についてであったりとか、同じような悩み事を持っていらっしゃるお母様お父様同士でグループワークをして、こういう時はこうやっているんだねというアドバイスをそれぞれでヒントをもらったり、または、自分たちだけが苦しいわけではない、自分たちだけ困っているわけではない、というのを実感していただくような事業になっております。

小泉会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

上村委員

ありがとうございます。まず、1点目についてですが、前回も言いましたが、これを手に取る保護者の方が、自分の子は害なのかなということを思わないようにというところで、国が言っているからではなくて、鎌倉市の市民がそういう声を上げているというところをお伝えさせていただければと思います。

高野委員

鎌倉市 PTA 連絡協議会の高野でございます。前回、今回と参加させていただきまして、これだけ多くの皆様に子育てのことについてこういう会議が持たれているということを、前回初めて知りました。現在、鎌倉市の PTA 連絡協議会というのは、鎌倉市内の小中学校合計 16 校で形成されております。PTA の役員とか会員になりたいという保護者の方がいらっしゃらないというのが、現在直面している問題です。何に起因しているかという、やはりコロナ禍で保護者の皆さんが家から出なくなったことにあります。小中学校だと、コロナ前は、ドッジボールやバレーボールや合唱コンクールなどいろいろイベントがあって、家の外に出ていました。しかし、コロナ禍を経てステイホームになってから外に出なくなりました。現在コロナが明けても、なかなか家の外に出てこないです。

生まれた赤ちゃんやお母さんやお父さんや子どもたち、どうやったら皆楽に楽しく生きていけるかということを、これだけ多くの大人で考えれば、必ずいい方にいくと思います。私は、皆で意見を持ち寄り、鎌倉市の子どもが健康に健やかに育ってくれればいいなと思っています。

仲本委員

鎌倉私立幼稚園父母の会連合会の仲本と申します。自習スペースが、10月に深沢支所の方で開かれたというニュースを拝見したのですけれども、席数が6席と少ないようです。玉縄とか、他所にもあるのですけれども、席数が10席未満とかなり少ない数になっています。1つの居場所になり得る場所だとは思っているのですけれども、かなり小さいイメージがあるのですけれども、こちらをもう少し広げるといふ計画等は今後ありますか。

私は深沢地区に住んでいまして、今開発が進んでいます。「子どもの家」が無くなってしまっていて、深沢地区のお子さんをお持ちのお母さんたちが、居場所が無いと困っていらっしゃいます。幼稚園の園長の方にも、どうにかならないものか、遊べる所が無くなって私達どこに行けばいいか分からないです、というお話しが届いているような状況なのですけれども、開発がいつされるのかという見通しが持てていない市民が多いと思うのですが、開発が終わるまでの仮の受け皿は、深沢地区で作れないのかなと思います。大人にとって3年なんて短いと思うのですが、子どもにとっての3年はかなり大きいと思います。いかがでしょうか。

青少年課長

深沢地区のわかたまについて、10月15日から開設しております。わかたまというのは、

若者のたまり場を略して「わかたま」ということで、これも青少年自身が付けてくれた名前です。わかたまは、今、深沢の他に、大船、腰越、玉縄、の4行政センター、そして、きらら鎌倉、玉縄青少年会館の方にも設置しております。ご指摘のとおり、自習室という場所ではなくて、今あるスペースの有効活用ということになるので、特に深沢については、1階にするのか2階にするのかいろいろ協議をさせていただきまして、結果、警備員さんの目の届く1階のスペースでということになりましたが、学習センターの利用者さんも多くいらっしやいますので、どうしても多くのテーブルを置くことができなかったもので、席数が少なくなっております。10代の方から要望の声もありますので、どのように自主スペースが確保できるかということについては、引き続き考えていきたいと思っております。深沢からは離れてしまうのですが、11月に、鎌倉の二階堂にあります鎌倉青少年会館を一部リニューアルし、中高生の居場所として開設をする予定です。そこには、読書をしたり勉強をしたり静かに過ごせる自習室を設置する予定です。

2つ目の深沢地域の、小さなお子様をお持ちの方に対する居場所ですけれども、以前子ども会館という施設がございましたが、そちらは返還をしております。ですので、そこを利用されていた未就学児の方の利用場所が以前より少なくなっているという課題がございます。放課後かまくらっ子が小学生の放課後の居場所として開放されていますが、一方、午前中10時から13時の間は、未就学の方にも、市立小学校16校区に設置されている放課後かまくらっ子を、13時までは開放をしておりますので、そちらの利用を勧めたりもしております。先ほど、子どもの居場所については、次期計画についてもというようなことで答弁をさせていただいたところですが、引き続き、子どもの居場所については検討を重ねていきたいと考えております。

仲本委員

ありがとうございます。それを知っているお母さんが、おそらくかなり少ないと思います。こういうところがありますというアナウンスを、今後していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

村上委員

先ほどの中原委員の意見と少し重なってしまいましたが、未就学児の方の自主保育のことで、第3章の基本理念を見ると、海とか山で子育てをされるお母さんたちはこの理念にも合っていると思うので、ぜひ仲間に入れてあげてほしいと思います。鎌倉ならではのということを考えたら、とても合っていると思います。例えば、避難場所がとか、私が心配しているのは衛生面で、手を洗ったりとかトイレをどうするのかということですが、今お話しがあったような、例えばかまくらっ子の午前中の部分を使わせてもらったりとか、由比ガ浜中学校を今作っていらっしゃるかと思うのですけれども、そういうところに少しスペースを作ってあげたりとか、そういうことはできないのでしょうか。

小泉会長

青空自主保育に関してということですか。

村上委員

そういう自主保育をされている人たちが、入りやすく、使いやすくということです。

青少年課長

放課後かまくらっ子については、今も青空自主保育の方が多く使ってくださっています。

小泉会長

貴重なご意見ありがとうございました。今日は特に、鎌倉市こども計画中間とりまとめの段階でありまして、せっかくの政策審議会なので、すべての皆様に一言ずつと思ひまして、今時間がかなり押し迫っておりますけれども、お話ししていただきました。

それでは、中間のとりまとめとして、今後ますます、市としては内容を整地して、我々は新たな本格的なとりまとめの段階が来ると思ひますけれども、またご審議していただきたいと思ひます。

障害の害の字についてのご意見は、国がという話もありましたけれども、せっかくの2回続けてのご発言ですので、ご意見を反映していただいて再検討も必要なのかなと思ひます。

以上、今日は第1、第2の議題につきましてはこれで合議を得たということでよろしいでしょうか。

<了承>

ありがとうございます。それでは、その他につきまして、事務局からお願いいたします。

事務局

今後のスケジュールについて説明いたします。今年度は全部で4回の会議を予定しており、本日が2回目ということになります。3回目の子ども・子育て会議は、当初の予定は1月と申し上げておりましたが、先ほどプランに関するご説明の中で申しましたとおり、12月に開催したいと考えております。日付につきましては、12月20日（金）の午後2時からを予定しております。後日改めて開催通知等送付いたしますので、ご出席の程、よろしくお願いいたします。また、今回とりまとめとしてご提示させていただきました計画につきましては、次回の子ども・子育て会議にもご提示をした内容を使ってパブリックコメントに入りたいと考えております。詳細な公表期間は現状未定ですが、第3回会議の中でご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

小泉会長

その他、何かご意見があれば、ご発言ください。

村上委員

次回の会議について12月20日とおっしゃったのですけれども、12月20日以降は皆さんお忙しいと思うのですけれども、1月を止められたのはなぜでしょうか。

事務局

本来、先ほど1月ということをお願いしたのは、当初、本日中間とりまとめをさせていただいて、この後この内容を基にパブリックコメントの実施をし、その結果を1月にご提示して最後もう一度ご意見をいただき最終案ということにしたいと考えておりました。ですが、本日の中間とりまとめの内容で、まだパブリックコメントを実施するには至らない状況であろうと判断し、本日は中間とりまとめとして内容をご提示させていただいた上で、もう一度4章5章の内容を検討をさせていただきまして、12月にパブリックコメントをいただく前に再度ご審議いただく場が必要と考え、今回12月に設定させていただいた次第でございます。

小泉会長

パブリックコメントの実施前にもう一度ということで、12月20日に開催するということでございます。

以上をもちまして、本日予定していました議事が終了いたしました。それでは、事務局、お願いします。

事務局

長時間にわたり、ご協議、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。これをもちまして、令和6年度第2回子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。